

積立定期預金(プラン)規定集



(2021年4月12日)

お客様へ

いつも南日本銀行をご利用いただき、まことにありがとうございます。

お預入れいただきました積立定期預金は、本規定集に記載した規定によりお取扱いいたします。

つきましては、ぜひご熟読のうえ、お備えおきくださるようお願い申し上げます。

各取引に共通する規定..... 3 頁

積立定期預金(プラン)規定.....7 頁

【各取引に共通する規定】

第1条【証券類の受入れ】

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この通帳の当該受入れの記載を取消したうえで取引店で返却します。

第2条【届出事項の変更、通帳の再発行等】

- (1) この通帳、印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取引店に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) この通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、再発行手数料を申し受け相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

第3条【印鑑照合】

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたとほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当行が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。尚、個人の預金者は、盗難された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、第7条により補てんを請求することができます。

第4条【成年後見人等の届出】

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって取引店へ届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に取引店に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって取引店へ届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に取引店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消しまたは変更等が生じた場合にも同様に取引店に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

第5条【譲渡、質入れ等の禁止】

この預金は、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利及び通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

第6条【保険事故発生時における預金者からの相殺】

- (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳と届出印を持参して直ちに当行に提出してください、ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ②前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當します。
 - ③第1号による指定により、債務保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保、保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率等は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については、当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第7条【盗難通帳による払戻し等】(本条は個人のみが対象となります。)

- (1) 盗難通帳を用いて行われた不正な預金払戻し(以下、本条において「当該払戻し」といいます。)については、次の各号の全てに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ①通帳の盗難に気づいてから速やかに、当行への通知が行われていること。
 - ②当行の調査に対し、預金者本人より十分な説明が行われていること。
 - ③当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行わ

れたことについて、当行が善意かつ無過失であることおよび預金者に過失(重大な過失を除く)があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

※お客さまの「過失」となりうる場合

- ・通帳を他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態に置いた場合
 - ・届出印の印影が押印された払戻請求書、諸届を通帳とともに保管していた場合
 - ・印鑑を通帳とともに保管していた場合
 - ・その他上記の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この通帳が盗難された日(通帳が盗難された日が明らかでないときは、盗難通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日)から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。
- ①当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
- A. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C. 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

※お客さまの「重大な過失」となりうる場合

- ・他人に通帳を渡した場合
 - ・他人に記入・押印済の払戻請求書・諸届を渡した場合
 - ・その他上記の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合
- ②通帳の盗難が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。
- (6) 当行は、不正な払戻しを受けた者その他の第三者から預金者が損害賠償または不当利得返還を受けた場合には、当該返還を受けた額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。
- (7) 当行が第2項の規定にもとづき補てんを行ったときは、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金に係る払戻請求権は消滅します。
- (8) 当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求

権、不当利得返還請求権を取得するものとします。

第8条【反社会的勢力との取引拒絶】

この預金口座は、第9条第3項第1号、第2号AからGおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第9条第3項第1号、第2号AからGまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

第9条【預金の解約等】

(1) この預金口座を解約する場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに持参のうえ、取引店または当行本支店の店舗へ申し出てください。ただし、取引店以外での解約は、当行所定の手続を行ったものに限りです。

(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

② この預金の預金者が第5条に違反した場合

③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。

(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。

② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合。

A. 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者

B. 暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下AとBを合わせて「暴力団員等」という。)

C. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

E. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

F. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

G. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべ

き関係を有すること

- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前AからDに準ずる者
- (4) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。この預金が、休眠預金となった場合は、休眠預金等活用法に関する規定が適用されるものとします。
- (5) 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

第10条【預金の払戻し等における本人確認】

当該預金の払戻しまたは解約を受けることについて、正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

第11条【規定の変更】

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上

【積立定期預金(プラン)規定】(積立型)

第1条【契約の成立】

当行は、お客様から当行所定のこの預金の申込書の提出を受け、当行がこれを承諾したときにこの預金に係る契約が成立するものとします。

第1条の2【預入れの期限等】

- (1) この預金は、通帳記載の満期日の1か月前までは所定金額の預入れができます。
- (2) この預金の預入れは毎月の積立額とボーナス積立額をそれぞれ一定額とします。預入れのときは必ずこの通帳を持参してください。
- (3) この預金は、取引店のほか当行本支店のどこの店舗でも預入れができます。

第2条【預金の支払時期】

この預金は、満期日以後に利息とともに支払いします。

第3条【利息】

- (1) 預金の利息は、預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数について、預入日現在におけるその期間に応じた当行の店頭に掲示する自由金利型定期預金(M型)利率によって計算します。

ただし、契約期間が3年以上の場合には、満期日からさかのぼって2年ごとに利息計算日を定め、その計算日において、預入日または前回の利息計算日からの期間が1年以上ある預入金額については、預入日または前回の利息計算日におけるその期間に応じた当行の店頭に掲示する自由金利型定期預金(M型)利率によって利息を計算のうえ元金に組み入れます。利率は、原則として毎週第1営業日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてはその預入日（すでに預入れられている金額については変更日以後の利息計算日）から適用します。

- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算します。
- (3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、各取引に共通する規定第9条第2項および第3項により解約する場合、その利息は、預入金額ごとに預入日（利息を元金に組み入れたときは最後の利息計算日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払いします。

- | | |
|-------------|----------------|
| ① 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| ② 6か月以上1年未満 | 上記(1)の適用利率×50% |
| ③ 1年以上3年未満 | 上記(1)の適用利率×70% |

- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年365日として日割で計算します。